東京都

東京都男性育業推進リーダー事業認定制度

令和7年度

男性育業推進リーダー設置企業を募集します!

東京都では、育業※経験のある男性を「男性育業推進リーダー」として設置し、男性育業を社内に広めるための課題の洗い出し等を行い、その実施を社内外に推進した企業等を「男性育業推進リーダー設置企業」として認定します。

※育業について
東京都は、育児休業を取得しやすい社会の雰囲気づくりのため、育児休業の「休む」というイメージを一新する愛称を募集し、多数のご応募の中から選ばれた愛称「育業」を決定いたしました。

認定制度の概要

対 象

都内に本店所在地があり、かつ、都内で事業を営んでいる企業等　※大企業を含みます。

主な要件

- 常時雇用する労働者が５名以上いること。５名は雇入れ日から６か月以上継続して雇用しており、かつ、雇用保険被保険者であること。また、そのうち２名は男性であること
- 都内で事業を営んでいるグループ企業等が１社以上あること
- 直近5か年度に、同一の子につき合計30日以上の育業をした男性労働者等が1名以上いること
- 認定事業実施の開始日の直前の事業年度の男性育業取得率が 79% 以下であること

※その他要件あり

事業の主な流れ

1 認定事業の実施 ▶ 2 認定申請書類の提出 ▶ 3 男性育業推進リーダー設置企業の認定

スケジュール

認定申請受付期間 **令和７年６月２日（月）～令和８年２月27日（金）**

※認定申請にあたっては先に認定事業を実施していただくため、十分な期間を確保の上、お取り組みください。

認定事業の主な取組内容

令和7年6月2日(月)以降、次の①～⑥を実施し、令和8年2月27日(金)までに認定申請を行ってください。

1. 男性育業推進に向けた取組の検討及びプロジェクトチームの設置
2. 男性育業に係る現状と要望等の調査
3. **男性育業取得率の目標設定及び取組計画の策定**
   直前の男性育業取得率をベースにして、1年間で 7% 以上(3 年間で計 21% 以上)上昇するように目標を設定してください。
4. **グループ企業等との連携・協力**
   グループ企業等と連携・協力して男性育業を推進してください。
   グループ企業等は、「男性育業推進サポーター」を1名以上選任してください。
5. 社内研修の実施
6. **取組計画等の社外公表**
   「男性育業推進リーダー設置企業」として認定後、東京都のホームページでも取組を公表します。

奨励金のご案内

奨励金 100万円

申請要件を満たす中堅・中小企業等が、所定の取組内容を実施し、支給要件を満たした場合に奨励金を交付します。

	事前エントリー受付期間
第1回	6月2日(月)～6月13日(金)
第2回	7月7日(月)～7月18日(金)
第3回	9月8日(月)～9月19日(金)

※いずれの回も、開始日10時～最終日17時

募集要項・様式等、詳細はこちら

東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」からダウンロードできます。
https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/ryoritsu/ikugyoleader/

お問合せ先

はたらく女性スクエア(東京都労働相談情報センター青山事務所) 男性育業推進リーダー事業担当
電話 03-6427-7518(9:00～17:00、土日祝日及び12月29日～1月3日を除く)

●本事業に取り組んでいる中小企業は、東京都中小企業制度融資「女性活躍推進融資(TOKYO ウィメン・ビズ・サポート)」の対象となり、信用保証料 2/3 補助や利率優遇を受けることができます。なお、制度融資の中小企業の定義は本事業とは異なります。詳細は、下記 URL にてご確認ください。
https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/sangyo-rodo/9-women-biz-for-r7-pdf

●東京都では、就職の機会均等を確保するために、本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様のご理解とご協力をお願いしています。
詳細は下記 URLにてご確認ください。
https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/

リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

女性活躍の輪 Women in Action

制作:令和7年5月